

公立大学法人富山県立大学 次世代法・女性活躍推進法 一体型行動計画

令和2年4月1日制定

女性教職員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行い、また、教職員が仕事と子育て等を両立させることができ、教職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 本学の課題

課題1：女性の活躍推進の観点から女性教職員の割合を高める必要がある。

課題2：出産・育児・介護に関する特別休暇及び休業等の取得率が低い。

課題3：ワークライフバランスの実現の観点から、有給休暇の取得日数をさらに増加する必要がある。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1 女性教職員の割合を35%以上とする。

<取組内容>

- 令和2年4月1日～ 女性限定公募の導入及び女性教職員の増加に繋がる職場環境を整備する。

目標2 出産・育児・介護に関する制度の周知を徹底し、利用者割合を増やす。

<取組内容>

- 令和2年4月1日～ 育児・介護に関する特別休暇、育児休業、部分休業等、関係する学内の諸制度についてまとめ学内Webサイトに掲載する。同時に通知（紙媒体・電子媒体）を通じて、全職員に対し、積極的に案内する。

目標3 有給休暇を取得しやすい環境づくりを促進し、1人当たり7日以上取得するよう努め、全体の平均取得日数を50%以上増加させる。

<取組内容>

- 令和2年4月1日～ 有給休暇の計画取得や、有給休暇と特別休暇を合わせた連続休暇の取得を促し、休暇を取得しやすい環境をつくる。